

# 海外との税率差が わが国の法人実効税率に与える影響 ——税効果会計に関する注記を用いた推計——

澁谷 英樹

(南山大学大学院社会科学研究所客員研究員)

---

## 目 次

1. はじめに
  2. 法人税の総額データと内訳データ
  3. 電子開示された税効果会計に関する注記の類型化
  4. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
  5. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異
  6. おわりに
- 引用文献  
資料  
付録 DOM (Document Object Model) に基づいたHTML  
の解析
-

## 1. はじめに

本論文の主題は、わが国の上場企業が電子開示している税効果会計に関する注記を、利用可能な形式に整理したうえで分析に用いることにある。その目的は、第1に、わが国の法人が海外子会社に投資、所有することによって生じる税率差と金額規模を明らかにすることにある。第2に、税効果会計に関する注記に記載されている項目の出現頻度とその金額規模を示し、それらの項目がわが国の税制に占める割合を明らかにすることにある。第3に、示された数値から2002年から2016年までの実効税率の決定要因を明らかにすることである。

激しい国際競争の下で、わが国の企業がますます多くの投資を海外に対して行っている。これには、わが国の法人税率が諸外国に比較して高いために、税負担が重いことが一因とされてきた。だが、実際にわが国の企業の法人税を諸外国と比較することは、資料の欠如のために困難を伴った。こうした課題に対して、大規模な財務データを利用して実効税率を推定する方法がある。特に、Markle and Shackelford (2012)、Jaafar and Thornton (2015) は、タックスハイブンを含めて、親会社および子会社の所在国別に実効税率を明らかにしている。しかし、海外に投資を実施する企業は大規模な財務データであっても一部に限られる。さらに、企業が海外に移転できる所得も制約される。そのため、企業が軽減できる税負担は税率差に比較すると僅かである。

わが国においても、林田 (2002) の先駆的業績が、財務データを用いて実効税率を推計し、実効税率を規定する要因を明らかにしてきた。また、わが国の国税庁が詳細な税務統計を公表しているので、林 (1991)、戸谷 (1994)、富岡 (2003)、三好 (2006)、田近 (2010)、田中 (2017) 等が、税額控除、引当金、受取配当金、交際費、減価償却費等の実態を明らかに

してきた。

それでも、既存の資料により企業の税負担を捉えるには3つの課題がある。第1は、いずれの資料も企業が納付した法人税の総額であるため、海外との税率差を捉えるにはより詳細な情報を必要とする。第2に、国内の税制に限っても税務統計に掲載されている項目のほかに、資産の評価益（法人税法25条）、資産の評価損（33条）が税制のより大きな部分を占めている可能性がある。第3に、既存の分析は単体財務諸表を基本としているために、国際的な企業活動を捉えるには連結財務諸表に拡張する必要がある。

以上の課題に対して、本稿では、わが国の有価証券上場会社が電子開示する連結財務諸表の税効果会計に関する注記を用いたい。なぜならば、税効果会計に係る注記には法人税等を適切に期間配分する<sup>1</sup>際に生じた内訳を注記することが定められており、有用な情報であると考えられるからである。また、税効果会計が1999年4月1日より適用され、その適用期間は既に19会計年度に亘っている<sup>2</sup>。さらに、2004年には金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）においてHTMLの形式により作成された有価証券報告書を提出することを義務づけられている<sup>3</sup>。ただし、利用可能な形式には2008年以降に導入された新しいXBRLの形式もあるが、本稿で明らかにされるように大半のHTMLは定型化されたデータとして利用可能なものである。したがって、HTMLを利用すれば最も多くのデータを得ることができる。

続く各節の内容は以下のとおりである。第2節では、既存の資料により明らかにされている税制度を整理し、税効果会計に係る注記を集計することによって新たに得られる情報を示す。第3節では、HTMLの形式に従って電子化された税効果会計に係る注記の典型的な書式を示し、採用した集計方法を述べる。第4節では、税効果会計に関する会計基準第4の1の注記を集計し、一時差異に着目して、注記に記載されている主要な項目名

を挙げるとともに軽減される税率および税額を推計する。第5節では、税効果会計に関する会計基準第4の2の注記を集計し、永久差異に着目した分析を行う。特に、わが国の法人税率と諸外国における法人税率との税率差によってもたらされる軽減額を推計し、わが国の法人税制に占める割合を明らかにする。第6節はまとめである。

## 2. 法人税の総額データと内訳データ

近年、わが国は相次いで法人税率の引き下げを実施し、諸外国との税率差を縮小し続けている。直近では、2018年4月1日に法人税率が23.2%に引き下げられた<sup>4</sup>。これにより、住民税率、事業税率を加えた財務省型の法定実効税率は29.74%に抑えられている<sup>5</sup>。この水準は、2018年4月時点においてOECDの35か国の中では、フランス、ポルトガル、オーストラリア、メキシコ、ドイツを下回るものである<sup>6</sup>。

しかし、こうした税率を含めて法人税について得られる情報は限られたものであった。そもそも、国内の法人税率により決定づけられる税負担は一部である。さらに、企業がより税率の低い国に子会社を設立し所得を移転するために、国内の税制が及ぶ範囲は限られる。そのため、企業が直面する実質的な税負担は国内の法定実効税率から乖離する。そこで、損益計算書を用いて税引前純利益に対する法人税等の割合（実効税率）を推計する研究がある<sup>7</sup>。これについて、外国に子会社を設立した場合の実効税率を推計した先駆的研究に、Markle and Shackelford (2012)、Jaafar and Thornton (2015)がある。Markle and Shackelford (2012)は、1989年から2009年までの82か国28,343社の財務データを用いて実効税率を推計している。それによると、2009年において日本の実効税率は30%である<sup>8</sup>。また、先進諸国に所在する企業がタックスヘイブンを含む諸外国に子会社を所有している場合の税率差を推定している<sup>9</sup>。Jaafar and Thornton

(2015)は、ヨーロッパ14か国の公開・非公開企業135,578社の財務データを用い、7つの変数をコントロールした上で、タックスヘイブン所在の子会社の有無、非公開企業、それらの交差項で実効税率を説明している。それによると、タックスヘイブン所在の子会社を保有する企業の実効税率は-5.33%低く、非公開会社は-1.56%低い。

これらの先駆的業績にみられるように、国を横断する財務データを利用することによって、先進各国に所在する親会社の税負担の実態に接近することができる。もっとも、所在地よりも税率の低い国に子会社を設ける企業は全体から見れば少数である。特に、タックスヘイブンを利用している企業数は大規模なデータベースを用いても限定される<sup>10</sup>。さらに、外国子会社を設立している企業であっても移転できる所得には制約がある。したがって、実効税率の引き下げ幅は数パーセントに留まる<sup>11</sup>。

その一方で、わが国の法人税制についても、得られる情報は税務統計と財務諸表に限られてきた。それでも、国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』を用いた林(1991)、戸谷(1994)、富岡(2003)、三好(2006)、田近(2010)、田中(2017)等では、わが国の税制改正の変遷に応じて多くの指摘がなされてきた。林(1991)は、1983年における法人3税の実効税率を推計し、資本金5,000万円以上1億円未満よりも小さい階級では累進的だが、それを超える階級では逆進的であることを指摘している<sup>12</sup>。ただし、多くの制度は法人擬制説を前提とした制度の一環であり、優遇措置とはいえないと指摘している<sup>13</sup>。戸谷(1994)は、事業税損金算入額を足し戻した課税所得に対する法人税・住民税・事業税の割合を推計し、さらに特別償却および準備金損金算入額を足し戻したものの、さらに引当金を足し戻したものの3つのケースに分けて、1980年から1983年への変化を分析している。それによると、税率の引き上げや特別償却・準備金の整理によって前2ケースの値が上昇していたが、企業が引当金繰入を増加させたために第3のケースの値は低下したことを明らかにしている<sup>14</sup>。富岡

(2002)は、調査所得金額に各種の加算、減算項目を調整して推定企業利益相当額を求め、推定企業利益相当額に対する法人税額相当額の割合を推計している。そして、資本金100億円以上の実効税負担率が最も低い要因を、租税特別措置、税務会計制度の弾力化、外国税額控除の集中にあるとしている<sup>15</sup>。三好(2006)は、1980年から2004年までの法人税負担率を推計し、90年代以降の税率引き下げによって全ての資本金階級の法人税負担率が低下してきたことを指摘している<sup>16</sup>。ただし、企業規模によって格差があり、巨大法人は外国税額控除、受取配当の益金不算入、減価償却費、引当金により課税所得を圧縮していると結論づけている<sup>17</sup>。田近(2010)は、1981年から2007年度までの期間を対象として、課税所得から各種の調整項目を足し戻して企業利益を推定している。そして、企業利益に対する課税所得の割合を実効税率として、実効税率は低下しているものの未だ国際的には高いことを指摘している<sup>18</sup>。田中(2017)は、富岡(2003)と同様の方法によって2014年度の推計を行っている。そこでは、資本金100億円以上の巨大法人の税負担を軽減している要因を、受取配当益金不算入額、外国子会社から受け取る受取配当益金不算入額、探鉱・海外探鉱準備金、税額控除等に求めている<sup>19</sup>。

これらに対して、林田(2002)、川口(2005)、野村(2017)は、損益計算書を用いて実効税率の変動要因を分析した先駆的業績である。林田(2002)は、1970年度から2001年度までの上場企業の財務データを用いて業種間、資本金規模間における税負担率を比較している。それによると、2001年度の税負担率は1997年度よりも高く、企業規模が大きいほうがより高い。そして、その原因は廃止された引当金の利用割合にあると結論づけている<sup>20</sup>。川口(2005)は、2003年度の財務データを用いて、最小二乗法により税引前当期利益、法人税・住民税及び事業税合計、法人税等調整額(実効税率)を税引前当期利益によって説明している。それによると、推定された税引前当期利益に係るパラメータは、資本金50億円以上100億

円未満の階級では実効税率および法定実効税率よりも低い。このことから、租税特別措置や税額控除によって限界税率が平均税率を下回っていると指摘している<sup>21</sup>。野村（2017）は、2012年度から2015年度までの東証一部上場企業を対象に財務データを用いて一般化最小二乗法による推定を行っている。そこでは、法人実効税率を企業規模、負債比率、固定資産比率、収益性、成長性、繰越欠損金、研究開発費、海外売上高によって説明する。それによると、企業規模、収益性、成長性では有意に正の関係をj得て、負債比率、固定資産比率、繰越欠損金は有意に負の関係をj得ている<sup>22</sup>。

また、実効税率の決定要因としての租税回避（税負担削減行動）に着目する研究がある。大沼（2015）は、経営者によって操作される裁量的な永久差異を租税回避変数として、海外地域からの所得は租税回避変数に影響を与えるとの仮説に基づいた推定を行っている。そこでは、2004年度から2008年度までの財務データを取得し、アジア、ヨーロッパ、北米、南米、アフリカ、南洋州、そしてタックスヘイブンの6地域の売上高獲得地域変数の影響を観察している。それによると、北米は有意に正であるが、アジアは有意に負であることから税負担削減行動を抑制していることを指摘している<sup>23</sup>。

こうして税務統計や損益計算書によって明らかにされた項目が、わが国の法人税制の主要な部分を占めている。これは、2016年度のわが国の法人税収が10.3兆円であるのに<sup>24</sup>、繰越欠損金の翌期繰越額が68.4兆円に上っていることから明らかである<sup>25</sup>。

しかし、既存の資料は各企業により納められた法人税の総額に限られている。そのため、他の規定がここで挙げられた優遇措置を上回る可能性が常にある。これについて、日本会計士協会は実務指針において、企業利益と課税所得に乖離をもたらす要因を次のように類型化している。まず一時差異は将来減算一時差異と将来加算一時差異に大別される。このうち、将来減算一時差異には、税務上では損金として認められない棚卸資産の評価

損、貸倒引当金の損金算入限度超過額、未払事業税、賞与引当金、退職給付引当金、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差損が挙げられている<sup>26</sup>。また、将来加算一時差異には、圧縮記帳、税務上の特別償却額、資産又は負債の評価替えにより生じた評価差益が挙げられている<sup>27</sup>。次に、一時差異に準じるものに、税務上の繰越欠損金、繰越外国税額控除がある<sup>28</sup>。さらに、一時差異等に該当しない差異（永久差異）には、税務上の交際費の損金算入限度超過額、損金不算入の罰料金、受取配当金の益金不算入額がある<sup>29</sup>。もっとも、金子（2018）によれば、租税法の観点からはこうした確立した慣行すらも網羅的とはいえない<sup>30</sup>。その上、こうした要因は国内だけでなく国外にも生じている。特に、近年わが国の企業が国外に投資を行い、拡大した企業が連結会計制度を採用しているために、ますます国外の影響を受けやすくなっている。にもかかわらず、国外で納められた法人税についての利用可能な資料は欠如している。そのため、法人税制の中でいずれの要因が主要な影響を及ぼしているかを定量化することが、法人税制を分析する際に大きな課題である。そこで、本稿では連結財務諸表に記載される税効果会計に係る注記をデータベース化したい。

### 3. 電子開示された税効果会計に関する注記の類型化

そもそも、わが国における税効果会計とは、企業会計と税務会計との間に貸借対照表上の資産・負債の額に差異がある場合に、適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続である<sup>31</sup>。ここでは、繰延税金資産・負債を計上するとともに、税効果会計に係る注記を作成することが定められている<sup>32</sup>。この注記の内容は、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳（以下、会計基準第4の1の注記と略す）と、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目



別の内訳（会計基準第4の2の注記）から構成されている<sup>33</sup>。これらは法人税等に適用される各種の優遇措置の実態を観察するのに有用な情報である。

次に、これらの会計情報は2004年6月1日より金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）で電子開示することが義務づけられている。そして、電子開示ではHTMLの形式によって提出することがガイドラインにより定められている<sup>34</sup>。そのため、既に14年間に亘って電子化された財務諸表が提出され続けている。にもかかわらず、こうしたHTMLの形式に電子化されたデータが分析に用いられることはなかった。これは、2008年以降に導入されているXBRLや、2013年以降に導入されているInline XBRLと比較して財務情報の表示に特化した形式でないからである。

それでもなお、現在に至るまで電子開示では主にHTMLの形式によって書類を作成し、一部をXBRLの形式によって書類を作成してからHTMLに変換するという手順を採っている<sup>35</sup>。そして、こうした書類は現在に至るまで統一されたシステムの上で作成され、新たな形式を導入しながらも過去の形式も維持され続けている。こうした状況下では、新たな形式よりもむしろ旧来の形式を利用することで、より長期の分析を行うことができる。そのため、以下ではHTMLの形式によって作成される税効果会計に係る注記の典型的な書式を示したい。

表1 税効果会計に係る注記の典型的な書式

	td[1]	td[2]	td[3]
tr[1]	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		
tr[2]		前連結会計年度 (平成×年×月×日)	当連結会計年度 (平成×年×月×日)
tr[3]	(繰延税金資産)		
tr[4]	未実現利益	×××百万円	×××百万円
tr[5]	未払事業税	×××	×××
tr[6]	退職給付に係る負債	×××	×××
tr[7]	賞与引当金	×××	×××
tr[8]	繰越欠損金	×××	—
tr[9]	その他	×××	×××
tr[10]	繰延税金資産小計	×××	×××
tr[11]	評価性引当額	△×××	△×××
tr[12]	繰延税金資産合計	×××	×××
tr[13]	(繰延税金負債)		
tr[14]	その他有価証券評価差額金	×××	×××
tr[15]	繰延ヘッジ損益	—	×××
tr[16]	その他	×××	×××
tr[17]	繰延税金負債合計	×××	×××
tr[18]	繰延税金資産の純額	×××	×××
tr[19]	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
tr[20]		前連結会計年度 (平成×年×月×日)	当連結会計年度 (平成×年×月×日)
tr[21]	法定実効税率	×××%	×××%
tr[22]	(調整)		
tr[23]	永久に損金に算入されない 項目	△×××	△×××
tr[24]	永久に益金に算入されない 項目	×××	×××
tr[25]	住民税均等割	×××	×××
tr[26]	その他	×××	×××
tr[27]	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	×××	×××

注) td[1]からtd[3]はDOM treeに従って付した列番号、tr[1]からtr[27]は行番号である。DOM treeの仕様はW3C(2018)2.1.3を参照されたい。

まず、電子化された書式は大きく2つに分けることができる。第1に、前年度と当年度の勘定科目を同時に列挙するものがある。これは、表の第1列目に前年度と当年度のいずれかで用いられる勘定科目を記載する。そして、第2列目に当年度の金額を計上し、第3列目に前年度の金額を計上する。この書式では、一方の会計年度では金額を計上しているが、他方の会計年度では0または横棒を記載する。第2に、前年度と当年度の別に勘定科目を列挙するものがある。このような形式では、注記事項を記載する表の第1列目に前年度の勘定科目を列挙し、第2列目に金額を記載する。次に、第3列目に当年度の勘定科目を列挙し、第4列目に金額を記載する。

さらに、これらの2つの書式は上の表1に示されるように単一の表により作成されているものと、表2に示されるように外側の大きな表の内側に小さな表をもつ入れ子の形式により作成されているものに分けられる。

表1は、税効果会計に係る注記の典型的な書式を示したものである<sup>36</sup>。なお、背景に灰色を用いている番号は、分析を行う際には取り除くべき行を指している。まず、表1の行および列の先頭に付されている数値は、HTMLの構造を示すDOM treeに従って付される行番号および列番号である<sup>37</sup>。また、HTMLでは追加的に記載しない限りはそれぞれの行や列が独立した小区画（セル）として扱われる<sup>38</sup>。このために、表1第1行目に「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳」と記載しても、第2行目以降とは区別される。こうした旧来のHTMLの形式に対して、新たなXBRLの形式は全ての項目（要素）に意味づけを行うことで対処している<sup>39</sup>。

だが、税効果会計に係る注記は税効果会計に係る会計基準に従って作成されている。そのため、「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳」か「法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳」のいずれが用いられるかを判別すればよい。この規則性があるために、表1では第1行目から第18行目まで

は会計基準4の1の注記が記載され、第19行目から第27行目までは会計基準4の2の注記が記載されていると区分することができる。

このように、財務諸表には注記すべき勘定科目や金額に加えて、可読性を高めるための追加的な説明や注釈が多く含まれている。すなわち、第2行目には会計年度が記載される。これには、前連結会計年度・当連結会計年度を付されるもの、暦年を付されるもの、年度を付されるもの、各企業の固有の決算期を付されるものがある。このうち、各企業の固有の決算期を付されるものは、決算期を特定できないことがある。なぜならば、一方の連結会計年度を付し、他方の連結会計年度を省略することがあるために、一つの会計年度を付されただけでは、前連結会計年度と当連結会計年度のいずれを指しているかを特定できないからである。これには、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である場合や<sup>40</sup>、税引前純損失を計上している旨を記載して記載を省略する場合がある<sup>41</sup>。

次に、第3行目にはより細かな区分を示すための表題として「(繰延税金資産)」が示される。同様に、第13行目では「(繰延税金負債)」が示される。こうした区分も、税効果会計に係る会計基準に従っているために確実に記載される。そして、第4行目から第12行目までは繰延税金資産を示し、第14行目から第17行目までは繰延税金負債を示していると判別することができる。なお、繰延税金資産と繰延税金負債を区別することを目的として、繰延税金資産に代えて「資産の部」と示すことや、繰延税金負債に代えて「負債の部」と示すこともある。

そして、多くの場合には、金額の単位(千円、百万円)やパーセント(%)が第1行目の末尾に付され、第2行目以降には省略される。ただし、第1行目第1列目と第2列目との間に、単位のみを記載する列を設けているものがある。

こうした記述の省略は項目名で行われることもある。すなわち、「法定

実効税率」、「税効果会計適用後の法人税等の負担率」、「小計」は表の上段あるいは末尾に位置しているので、項目名を省略しても類推することが容易である。また、こうして省略される項目には、他の項目との区別を付けるために下線や二重下線を引くこともある。しかし、HTMLの形式に従うと、このように項目名を省略された金額がどのような情報を指し示しているかを判別することはできない。そのため、本稿の分析からは取り除く。

また、注記に記載される数値は、整数、小数第1位、あるいは小数第2位のいずれかにパーセントを付したものである<sup>42</sup>。なお、これらの金額が負の数である場合には白抜き三角（△）を付される。

次に、前連結会計年度の勘定科目が、当連結会計年度の勘定科目と大きく異なることがある。そのため、全ての勘定科目を記載するために、財務諸表を入れ子構造にすることがある。

表2 入れ子構造を採る書式

	tr[1]			tr[2]		
tr[1]	前連結会計年度 (平成×年×月×日)			当連結会計年度 (平成×年×月×日)		
tr[2]		tr[1]	tr[2]		tr[1]	tr[2]
	tr[1]	法定実効税率	×××%	tr[1]	法定実効税率	×××%
	tr[2]	永久に損金に算入 されない項目	×××	tr[2]	永久に益金に算入 されない項目	×××
	tr[3]	永久に益金に算入 されない項目	×××	tr[3]	評価性引当額	×××

表2は、入れ子構造を採用する注記の典型的な形式である。このような入れ子構造の財務諸表では、内側の表の行・列番号が各会計年度の項目名と金額を指す。したがって、項目名または金額を取得するには、まず入れ

子形式を採っているかどうかを確認した上で、内側の表の行・列番号を指定する必要がある。

だが、表1と表2で例示されるように全ての行・列が記載されることは、提出される注記の全体からみると少数である。なぜならば、多くの注記では一部の列や行を省略するからである。そのような省略される注記の中で、最も大きな修正を要する形式は、連結会計年度の注記を省略するものである。これについて、次の表3は、列の省略が行われた形式の典型的な例を示したものである。

表3 列が省略された注記

	td[1]	td[2]	td[3]
tr[1]		前連結会計年度	当連結会計年度
tr[2]	法定実効税率	×××%	×××%
tr[3]	永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略している。	△×××
tr[4]	住民税均等割	/	×××
tr[5]	評価性引当額		×××

注) 斜線は空列を示すが、HTMLおよびDOM treeでは左詰めされる。

表3では、第4行第2列で前連結会計年度の注記が省略されている。そのため、表示される注記では列を空けて第3列目に金額が表示される。しかし、HTMLの構造を示すDOM treeに従うと第2列目として取り扱われる。なぜならば、割り当てられる列番号・行番号は、HTMLの中に出現する列・行の順序<sup>43</sup>を示すからである。このため、HTMLでは省略された第2列目に空欄を追加したものとして取り扱う必要がある<sup>44</sup>。

また、列を結合することがある。これは、数値を記載する列の直後に、数値の単位（千円、百万円、%、％）を示すための列を設けるためである。そうした追加は、余白を設けることにより可読性を高めることを目的に置いていると考えられる。このように可読性を高めるための行や列が変わると、行番号や列番号はこれまでに示したよりも大きな数値になる。

表4 列が結合された書式

	td[1]	td[2]	td[3]	td[4]	td[5]	td[6]	td[7]
tr[1]	前連結会計年度			当連結会計年度			
tr[2]	法定実効税率		×××	%		×××	%
tr[3]	永久に損金に算入されない項目	△	×××		△	×××	
tr[4]	住民税均等割		×××			×××	
tr[5]	評価性引当額		—			×××	

このように、EDINETに提出される税効果会計に係る注記は、勘定科目と金額が表の行・列によって区切られ一対一で対応している。このような一対一の対応関係にある注記を、第4節以降において分析の対象とする。ただし、本稿の手法によると、HTMLの作成時に文法上の誤りや不統一が生じていた場合には、得られる数値にも誤りが生じる。したがって、本稿ではこうして省略されたデータを分析から除外している。

#### 4. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

本節の目的は、税効果会計に係る会計基準第4の1に定められる「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」を分析することにある。このために、本稿では企業情報データベースeolを利用してHTMLの形式により作成された税効果会計に係る注記を取得する。それにより得ら

れた税効果会計に係る注記は、2002年度から2016年度までの15年間に亘り、上場企業および非上場企業延べ37,628社から提出されたものである。ここで得られる注記は、銀行業、保険業、証券業を含むものである。これをHTMLの形式に従い整理したところ、前連結会計年度および当連結会計年度の数値を得られたものは延べ36,219社である。なお、前連結会計年度か当連結会計年度のいずれかの数値のみを得られたものは1,078社である。そして、いずれの会計年度の数値も得られなかったものは330社である<sup>45</sup>。このうち、会計年度の変更に伴う重複が184社含まれている。

次に、HTMLの形式により提出された注記に記載されている項目数は、単一の表形式によって記載されている項目は2,008,683個であり、入れ子の表形式によって記載されている項目は1,699,094個である。このうち、項目名と数値を突合できたものに限定して出現頻度を集計すると、会計基準第4の1の注記に記載された項目の合計数は1,428,013個である。このうち、上位50番目までの主要な項目が1,056,541個（74%）を占めている。また、会計基準第4の2の注記に記載された項目の合計数は489,317個である。このうち、上位50番目までの主要な項目は378,857個（76%）を占める。

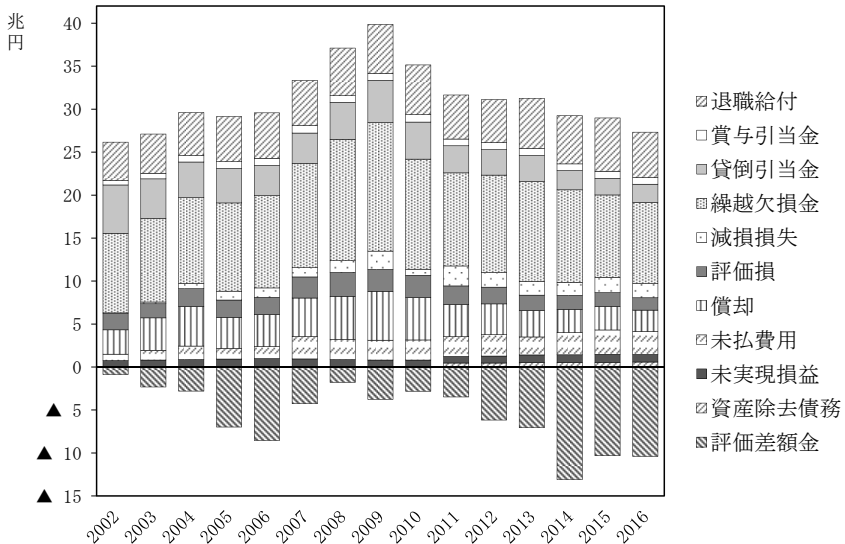
（上位50番目までの項目名と頻度は33頁の付表1に示す。）このように、注記に記載される項目の大部分は、多くの企業に共通して記載される主要な項目である。さらに、少数の企業が記載している項目であっても、主要な項目と同じ内容をわずかに異なる項目名で示していることも多い。このように注記に記載される項目が主要な項目に偏在しているために、少数の項目が集計結果にもたらす影響は小さい。

次の図1では、上位50番目までに出現する項目名を11の主要な項目に分け、2002年度から2016年度までの繰延税金資産（負債）の計上額の推移を示す。ここで区分される11の主要項目とは、1つの繰延税金負債と10の繰延税金資産から構成されるものである。このうち、繰延税金負債とは①評価差額金である。ここには、有価証券評価差額金、その他有価証券評価



差額金が含まれる<sup>46</sup>。次に、繰延税金資産には②退職給付、③賞与引当金、④貸倒引当金の引当金3項目が含まれる。なお、退職給付には退職給付引当金および退職給付に係る債務を含む<sup>47</sup>。また、⑤繰越欠損金として欠損と記載される項目を含む。さらに、⑥減損損失、⑦評価損、⑧償却ではそれぞれの単語を含む項目名を集計する。ただし、評価損には固定資産のみならず棚卸資産も含み、評価損だけでなく評価減をも含むものとする。そして、⑨未払金、⑩未実現利益、⑪資産除去債務である。なお、未払金には主に未払事業税や未払費用が含まれる。また、これらの項目名に付随する表現には、損金算入超過額、損金不算入額、損金算入否認、そして自己否認<sup>48</sup>等がある。

図1 会計基準第4の1の注記における主要な項目の推移



(資料) 企業情報データベースeolより取得したHTML形式の税効果会計に係る注記を解析し、筆者が作成した。

図1によれば、繰延税金資産および繰延税金負債の傾向については、次の3つの時期に分けられる。第1に、2002年度から2003年度にかけては注記に計上された総額が増加していることがわかる。これには、1998年6月に公表された退職給付に関する会計基準に従って、上場企業がそれまで積み立て不足を生じていた退職給付引当金を積み立てたことがあげられる<sup>49</sup>。このとき、2002年をもって税法上の退職給与引当金が廃止されたために<sup>50</sup>、新たに退職給付引当金を積み立てるごとに、それに相当する繰延税金資産を生じていた。また、退職給付引当金の積み立て不足を一因として悪化していた企業利益が改善するのと時期を同じくして、有価証券の資産価値上昇を生じ、有価証券評価差額金をもたらした。さらに、EDINETにおける電子開示は2002年途中から義務化されたために、それ以前に会計年度を開始していた企業も新たに加わった。そして、上場企業数は2002年末から2006年末までに263社増加していた<sup>51</sup>。

第2に、2007年度から2010年度にかけては、繰延税金資産が急拡大するとともに、繰延税金負債は縮小に転じたことがわかる。これは、企業利益の悪化に起因している。すなわち、欠損法人の増加によって2010年度までに繰越欠損金が15兆円に拡大している。これと同時に、2006年度には3.5兆円まで減少していた貸倒引当金を、2009年度には4.9兆円まで積み増さなければならなかった。ここで、貸倒引当金は貸倒実績率（一部は法定繰入率）に応じて損金の額に算入することを認められ<sup>52</sup>、損金算入超過額を繰延税金資産に計上していた。また、企業利益が悪化するとともに償却費の損金算入超過額を生じ、2005年度には3.6兆円であった繰延税金資産を2009年度には5.7兆円まで増額した。そして、2005年より固定資産の減損に係る会計基準を適用していたために、さらなる損金算入超過額を生じた<sup>53</sup>。

第3に、2010年度および2011年度に繰延税金資産の計上額は急減している。これは、2009年度までに比較すれば2010年度以降には企業利益が

回復に転じたことを表している。まず、繰越欠損金による繰延税金資産が2010年度の12.8兆円から2011年度には10.9兆円に減少した。ただし、2011年度税制改正により繰越欠損金の繰越期間が7年から9年に延長された<sup>54</sup>。また、貸倒引当金も4.3兆円から3.1兆円に減少した。さらに、償却も4.9兆円から3.7兆円に減少した。これらの中で最も大きな要因は、有価証券についての損金算入超過額が減少したことにある。つまり、2007年から2010年までに生じた有価証券に関連する損失は、2011年に至って実現した。

第4に、2014年度以降に再び繰延税金資産が減少し、繰延税金負債は増加している。このうち最も大きな変動は、評価差額金が拡大し金額としては最大の項目になっていることである。すなわち、評価差額金による繰延税金負債は2014年度に13.1兆円に達し、同年度の繰越欠損金による繰延税金資産10.8兆円を上回った。このように、2012年度から2016年にかけては法定実効税率の引き下げが実施されているにもかかわらず、新たに約10兆円の繰延税金負債を生じている。その一方で、2016年度の繰越欠損金は9.4兆円まで縮小している。こうした動向は、将来的にわが国の法人税収を押し上げる。また、2012年以降は貸倒引当金による繰延税金資産が減少している。これは、過去3年間の貸倒損失発生額が縮小していることを示している。そして、貸し倒れの減少にともなって評価差額金は拡大しており、特に金融業を中心として、事業収益よりもむしろ金融収益が税務の中心を占めるように変化している。

表5 会計基準第4の1の注記における主要な項目の相関関係

	評価差額金	未実現損益	未払費用	償却	評価損	繰越欠損金	貸倒引当金	賞与引当金	退職給付
評価差額金	1.00								
未実現損益	-0.58	1.00							
未払費用	-0.44	0.13	1.00						
償却	0.63	-0.12	0.03	1.00					
評価損	0.61	-0.11	0.10	<u>0.89</u>	1.00				
繰越欠損金	0.31	-0.07	0.37	<u>0.80</u>	<u>0.83</u>	1.00			
貸倒引当金	<u>0.85</u>	-0.41	-0.69	0.57	0.52	0.29	1.00		
賞与引当金	-0.43	0.48	0.72	0.25	0.27	0.45	-0.56	1.00	
退職給付	-0.48	0.41	0.69	0.10	0.17	0.43	-0.49	0.72	1.00

(資料) 図1に同じ。

注) 相関係数0.8を上回る欄に下線を示した。

このように、注記事項に記載されている主要な項目には、税制改正や会計基準改正に応じて互いに因果関係を生じていることは明らかである。さらに、表5は2002年度から2016年度までに注記された項目間の相関関係を示したものである。ただし、減損損失は2006年、資産除去債務は2010年より適用された勘定科目であるために、表5からは除いている<sup>55</sup>。

表5に示される相関係数をみると、一部に非常に強い相関関係の組み合わせがみられることがわかる。まず、評価差額金は貸倒引当金に強い正の相関関係をもつ(相関係数0.84)。ただし、貸倒引当金は正の繰延税金資産を計上するのに対して、評価差額金は繰延税金負債を負の金額で計上する。したがって、この相関関係は評価差額金の増加に応じて貸倒引当金の減少をもたらすことを示している。なぜならば、貸倒れの多寡は有価証券の価格を決定づけるからである。

償却、評価損、そして繰越欠損金は相互に正の相関関係をもつ。これは、注記に記載される償却費および評価損には、有価証券減価償却費や有価証券評価損が主要な部分を占めていることを示している。なぜならば、わが国では1999年に適用された金融商品に関する会計基準に従い、時価評価による売買目的有価証券、その他有価証券には評価損を計上し、償却原価法による満期保有目的有価証券には減価償却費を計上するからである。このとき、いずれの勘定科目であっても会計上の損失計上から税務上の損金算入までには、期間的な差異を生じるために、相関係数は高まる。なお、資産除去債務が償却に相関関係を生じる。これは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生したときに負債として計上するためである<sup>56</sup>。

以上の相関分析によれば、一時差異に該当する項目については、税制上の優遇措置が縮小する一途にある。その傾向は、1999年度税制改正によって税法上の引当金制度が廃止されたことにより強まった。それでも、依然として繰越欠損金は優遇措置の最大の要因に挙げられているが、2011年以降は縮小する傾向にある。それに代わって、有価証券の償却、評価損、そして評価差額金が近年には課税所得計算において最大の要因となっている。

## 5. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異

本節の目的は、会計基準第4の2に定められる注記を集計し、記載されている項目ごとに法人実効税率の決定要因を示すことにある。そのために、第4節と同様に税効果会計に係る注記に記載されている主要な勘定科目を9つの類型に区分する。

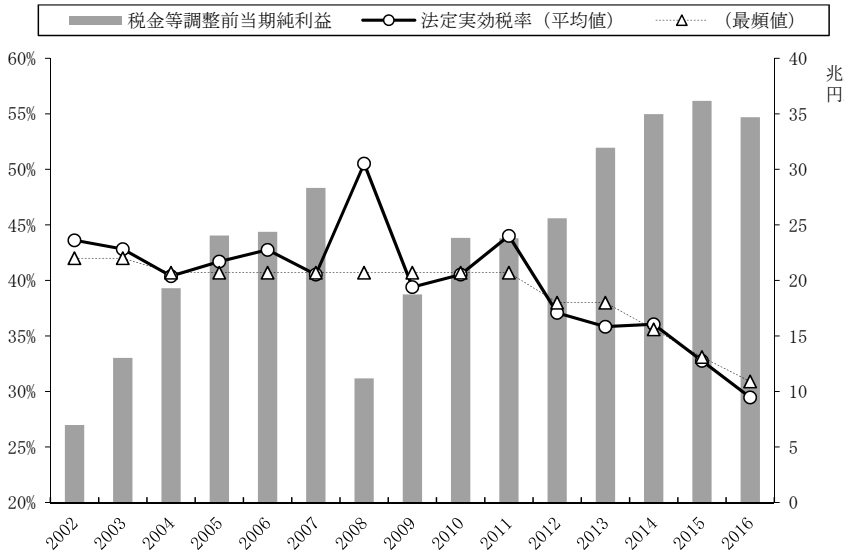
まず、企業は税効果会計に係る会計基準に従い、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率を記載している。それによると、法定実効税率の出現頻度は51,464個であり全ての項目名の中で3番目に多い。もっ

とも、これには類似の項目名が多くみられ、上位50番目までの項目に限っても国内の法定実効税率（1,094個）が追加される。また、ここでも注記事項に前連結会計年度と当連結会計年度を記載する。こうした重複を除くと法定実効税率は30,216社（年度あたり2,014社）である。これは、税効果会計に係る注記を得られた37,628社に対して80%に相当する。ただし、残りの20%には税効果会計に係る注記を省略した場合が含まれる。

次に、各年度に計上された税金等調整前当期純利益、法人税・住民税及び事業税によると、2016年度の税金等調整前当期純利益は34.2兆円である。また、法定実効税率を取得できた企業のうち、税金等調整前当期純利益が正の黒字企業は延べ26,643社（年度平均1,776社）、税金等調整前当期純利益が負の赤字企業は延べ1,640社（109社）、法定実効税率を取得できずにかかわらず税金等調整前当期純利益を取得できなかった企業は延べ1,933社（129社）である。

なお、注記に最も多く計上される項目はその他である（132,916個）。このように最も多く計上される理由は、項目名を他の項目名に代えられないためである。また、これらの項目名以外に上位50番目までに出現する項目には、評価性引当額、役員退職慰労引当金、固定資産圧縮積立金、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正、過年度法人税等がある。

図2 会計基準第4の2の注記における法定実効税率の推移



(資料) 図1に同じ。

まず、図2は2002年度から2016年度までに、会計基準第4の1の注記に記載された法定実効税率の平均値と最頻値の推移を示したものである。それによると、法定実効税率の平均値が2008、2011年度に法定実効税率の最頻値から顕著に乖離していることがわかる。これは、税引前純利益が税引前純損失と相殺されているために生じているものである。

すなわち、会計基準第4の2の注記事項では、企業が税引前純損失を計上すると、多くの場合には省略される。だが、一部の場合では記載されることもある。さらに、税引前純損失を計上した企業は、法定実効税率に正の値を用いることが多いものの、法定実効税率に負の値を用いることがある<sup>57</sup>。このうち、税引前純損失を計上した法人が負の法定実効税率を記載すると、法定実効税率の平均値を引き下げる。これは、2012年度以降にみられる。ただし、税引前純損失を計上しながら負の法定実効税率を記載す

る法人は少数である。したがって、平均値に影響を与える場合には、巨大企業が注記を記載している。そのため、全体の法定実効税率に影響を及ぼす巨大企業は注記を記載する傾向にあるが、それ以外は注記を省略する傾向にある。これは、巨大法人ではディスクロージャーを重視しているが、他の法人では意味の乏しい情報とみているからである<sup>58</sup>。逆に、税引前純損失を計上した法人が正の法定実効税率を記載すると、法定実効税率の平均値を引き上げる。これは、2008、2011年度にみられる。

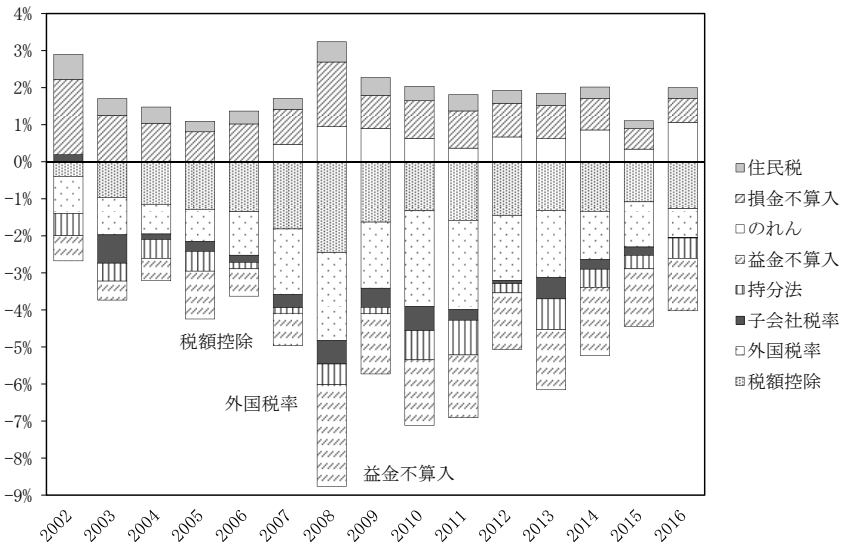
次に、法定実効税率の最頻値をみると、期間中は断続的に低下している。まず、2002年度および2003年度には42.0%である。これは、市町村民税率を14.5%、道府県民税率を6.2%、事業税率を10.08%とする場合の法定実効税率42.05%を小数第1位で切り捨てた値である<sup>59</sup>。また、2004年度から2011年度までは40.7%である。これは、東京都における資本金1億円以上の大法人の法定実効税率40.69%を小数第二位で四捨五入した値に相当する。そして、2012年度および2013年度の最頻値は38.0%に低下した。これは、東京都の資本金1億円以上の大法人に適用される復興特別法人税を含めた法定実効税率である。さらに、2014年度以降にも段階的な法人税率の引き下げによって、2014年度は35.6%、2015年度は33.1%、2016年度は30.9%に低下している。これらの年度のいずれもが、東京都における外形標準課税対象法人の法定実効税率に、東京都で定められている超過税率を加味した値である。また、小数第二位までの値を示すと、2014年度は35.64%、2015年度は33.06%、2016年度は30.86%である。

次に、一時差異等に該当しない差異（永久差異）を注記する<sup>60</sup>。ここでは、法定実効税率を注記した企業に限定して、内訳を8つの類型に区分して推計する。ここでの8つの類型とは、永久に損金に算入されない項目、住民税、のれんおよび負ののれん、永久に益金に算入されない項目、持分法損益、子会社との税率差異、海外子会社との税率差異、税額控除である。これらは、注記事項として記載される上位50番目までに出現する項目



である。これらの各項目を注記した企業には、税金等調整前当期純利益に注記した百分率(%)を乗じた値を算出し、注記していない企業には0を割り当てる。こうして得られた加重平均値を項目別に示したものが図3である。

図3 会計基準第4の2の注記における主要な項目の内訳



(資料) 図1に同じ。

図3によると、計上される項目の傾向は次の3つの時期に分けることができる。第1に、2002年度から2005年度までは企業利益が回復していたために、税負担を増大する要因は縮小していた。これは、損金不算入、住民税のいずれの項目も2005年度に期間中の最小値に達していることから明らかである。その一方で、税負担を軽減する要因が拡大していた。このうち外国税率は、わが国が法人税率を維持していたのに対して、諸外国が税率を引き下げていたために、わが国の企業に外国子会社を保有する誘因

をもたらした。また、益金不算入は主に受取配当で、企業利益の回復とともに行われた増配により生じたものである。そして、税額控除は2002年度に創設された研究開発税制のほか、IT投資促進税制、情報通信機器等の税額控除の充実によってもたらされたものである。

第2に、2007年度から2009年度には企業利益が縮小したために、それぞれの項目が実効税率に与える影響は拡大した。特に、2008年度は最大値に達し、税額控除は $-2.4\%$ 、外国税率は $-2.4\%$ 、益金不算入は $-2.7\%$ である。こうした影響が大きくなった背景には、わが国の企業が合併と買収を進めていたことにある。その根拠は、外国税率の影響が拡大していることに加えて、のれんの影響が拡大していることにも現れている。すなわち、わが国の会計基準ではのれんを20年以内に償却することを規定しているために、2008年度は $+1.0\%$ の影響を及ぼした<sup>61</sup>。この状況は2009年度以降に徐々に解消されていった。

第3に、2012年度以降には税負担を増大する要因も、軽減する要因も小さくなっている。これは、2012年度以降にわが国の法人税率が引き下げられたためである。特に、諸外国との税率差が縮小したために、2016年度の外国税率による影響( $-0.8\%$ )は益金不算入( $-1.4\%$ )や税額控除( $-1.3\%$ )を下回っている。

さらに、項目別に詳細な要因を示す。永久に損金に算入されない項目には、交際費を主な内容として掲げるものが大半である。これに対して、永久に益金に算入されない項目には、受取配当金を掲げるものが大多数を占めている。

住民税は総額としては増加する傾向にあり、2002年度には468億円であったが、2016年度には991億円に上っている。これは、2016年度の道府県税の法人均等割1,526億円、市町村税の法人均等割4,332億円に比較すると約17%に相当する<sup>62</sup>。

税額控除は、法人税法上の外国税額控除、租税特別措置法上の税額控

除、そして全ての税額控除をまとめた項目として記載されるものの3つに大別される。このうち、頻度で見ると外国税額控除が最も多く、金額で見ると全部の税額控除をまとめて記載するものが最も多い。まず、税額控除は2002年度には271億円を記載されているにすぎなかったが、その後は記載される頻度が増加した。特に、2007年に税額控除額は5,133億円に達した。これは、実効税率に換算して-1.8%に相当する。ただし、4分の1を鉱業の外国税額控除によって占められ、反対に外国税を負担しているために、純粋な税負担の軽減には当たらない。また、ここでの外国税額控除には、繰越外国税額控除、間接外国税額控除やみなし外国税額控除を含むものである。そして、税額控除の拡大に寄与した要因には、IT投資促進税制あるいは情報通信機器等の税額控除があげられる。続いて、情報基盤強化税制が2006年度に創設され2009年度まで注記に記載された。ただし、IT投資促進税制よりも記載する企業は限られた<sup>63</sup>。

その後、税額控除は一旦減少したものの2014年度に4,658億円まで拡大した。ただし、法人税率の引き下げも実施されているために、2016年度は4,386億円である。近年では、上場企業が税率差異として税額控除を記載するときには、殆どの場合で「税額控除」を用いる。これは、外国税額控除、研究開発促進税制、生産性向上設備投資促進税制、雇用促進税制、所得拡大促進税制、あるいは震災特例法による税額控除を含むものである<sup>64</sup>。

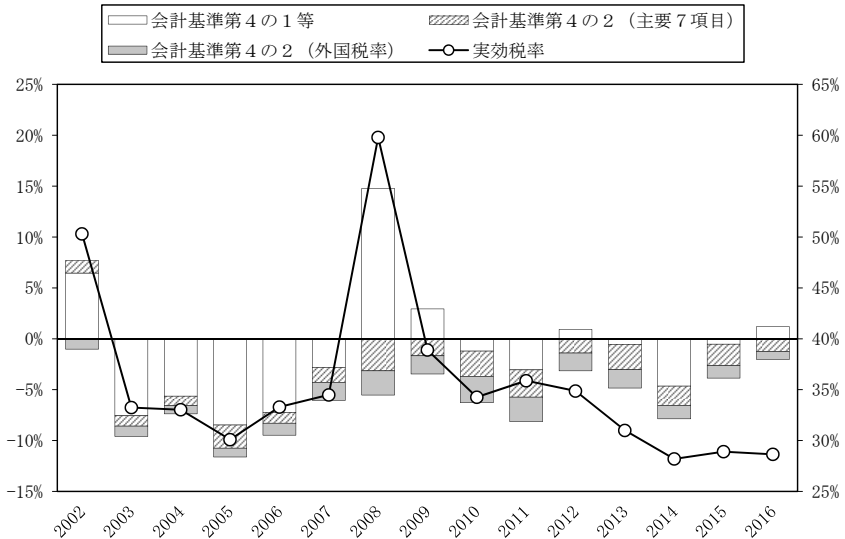
外国税率（海外子会社との税率差異）は、海外、在外、あるいは各国の子会社との税率差異として記載される。推計によると、海外子会社との税率差異は2002年度には701億円であった。しかし、2000年代を通じて急速に拡大し、2007年度には5,011億円に達した。このような税率差は、わが国の法人が海外に投資を実行する誘因として働くとともに、わが国の上場企業による海外子会社の所有が進行した結果も表している。その後、2008年度には景気の後退による企業利益の縮小によって税率差は減少したものの、企業利益が回復すると税率差も再拡大に転じた。税率差異が最も拡大

した年度は2010年度であり、推計される海外子会社との税率差異は6,151億円に達していた。これは、実効税率を $-2.6\%$ 程度も引き下げていた。その後、わが国が相次いで法人税率を引き下げたことにより税率差は縮小している。特に、2013年度以降は4会計年度連続して縮小し、2016年度は2,676億円である。これは、実効税率に換算して $-0.8\%$ に相当する。

このように、2013年度以降に相次いで実施された法人税率の引き下げは、わが国と海外投資先の諸外国との税率差を縮小させるものである。しかしながら、2012年度以降に相次いで実施された法人税率の引き下げによって、国内外の税率差は縮小しつつある。そうであるならば、わが国の企業が直面する実効税率を決定づける要因は、税効果会計の一時差異に該当する項目である。

これについて次の図4は、わが国の連結財務諸表を用いて推計される実効税率（実線）と、法定実効税率から乖離する要因（積み上げ棒グラフ）を、会計基準第4の1に記載される項目（外国税率、その他主要7項目）、会計基準第4の2に記載される項目の別に示したものである。

図4 実効税率の推移と法定実効税率の平均値からの乖離の内訳



(資料) 図1に同じ。

図4によれば、わが国では法人実効税率が法定実効税率を上回っても、長期的には大部分の損金不算入額を繰り越せることが明らかである。直近15年度では、わが国の企業は2002年度と2008年度に実効税率が法定実効税率を大きく上回った。これらは、いずれも企業利益の減少により引き起こされたものである。ただし、2002年度と2008年度では会計基準第4の2に記載される項目（外国税率を除く）の動向には差異が見られる。これは、2002年度には税額控除の計上額が後の年度に比較して小さかったためである。これにより、益金の額に算入されない費用が大きな影響を及ぼし、主要7項目の合計は+1.2%であった。もっとも、外国税率-1.0%に相殺されていたために、主要8項目の合計は+0.2%の上昇に留まった。こうして、2002年度の実効税率は50.3%に上昇し、2008年度は59.8%に上った。

しかし、会計基準第4の2に記載される項目（永久差異）による影響は限定的である。いまや、会計基準第4の2では主要な8つの項目を掲げることで、上位77%までに出現する項目を明らかにすることができている。この上に、実効税率に影響を及ぼす項目は僅かである。したがって、2002年度における実効税率の上昇要因の残り6.5%は、会計基準第4の1に記載される項目（一時差異）によることは明らかである。これは、2008年度における残部14.8%も同様である。そして、実効税率の上昇要因とは図1で示したとおり、繰越欠損金、減価償却費損金算入限度額、退職給付引当金繰入額損金不算入額による。これらのいずれの項目も、以降の年度に損金の額に算入されて実効税率を低下させた。なお、2008年度に生じた繰延税金資産の一部は2012年度の税率引き下げによって減額修正された。

このように、わが国において税負担を決定づけている要因は、課税の繰り延べ（繰り戻し）によることが大部分である。近年では、こうした傾向は金額に換算すると依然として大きな部分を占めているが、税率に換算すると縮小する傾向にある。したがって、会計基準第4の2に記載されている項目が重要になっている。その中でも、外国税率は益金不算入と並んで税負担を軽減する最大の要因を構成している。ただし、外国税率との税率差は2012年度以降の法人税率の引き下げによって縮小してきている。特に、直近の2016年度では実効税率を-0.8%引き下げるに留まっている。

こうした推計結果は、近年のわが国の企業が直面する法人税の負担について新たな傾向を生じている。一方では、法人税率の引き下げによって外国税率との税率差はかなり縮小してきているため、これより追加的にわが国の法人税率を引き下げたとしても、外国税率との税率差を縮小する効果は限られる。他方では、会計基準第4の1の注記として記載される有価証券評価差額金の増加により、将来的に企業利益および法人税収を押し上げる。これは、法人税率の引き下げによってもたらされた面もあるが、世界的な金融緩和による資産価値上昇によって引き起こされている面も強いと

考えられる。

## 6. おわりに

本稿では、わが国において電子開示されている連結財務諸表を取得し、税効果会計に係る注記を解析した。それにより、2002年度から2016年度までを観察期間として、上場企業の法人実効税率を決定づける主要な要因を、項目の出現頻度に従って示した。それにより、新たに明らかになったことは次の3つである。

第1に、わが国と諸外国との税率差によってもたらされた税負担の軽減額は2010年度に6,151億円に上り、実効税率の引き下げ幅は-2.6%に相当した。ただし、近年ではいずれも縮小する傾向にあり、2016年度の軽減額は2,676億円に留まり、実効税率に換算すると-0.8%の引き下げ幅にすぎない。したがって、大企業は近年実施されている法定実効税率の引き下げによって税負担を軽減されている。また、今後追加的に法人税率を引き下げたとしても外国との税率差を縮小する効果は小さい。

第2に、税効果会計に係る注記第4の1の注記に出現する項目の頻度に従うと、法人実効税率を決定づける最大の要因は、貸借対照表に評価差額金として計上される項目である。この傾向は、2011年度以降に金融市場の流動性が高まり金利が低下するとともに、貸し倒れも減少したために生じたと考えられる。同時に、わが国の企業がますます海外投資を拡大しているためである。そして、こうして評価差額金による繰延税金負債が増大していることは、将来的にわが国の法人税収を押し上げる。

第3に、わが国の連結損益計算書に基づいて実効税率を推計したところ、実効税率を決定づける要因に占める要因の大部分は、会計基準第4の1の注記として記載される課税の繰り延べ（繰り戻し）によるものである。これは、本稿で会計基準第4の2の注記に記載される主要な8項目を

合計しても、高々-5.5%（2008年度）に留まることから明らかである。そのため、わが国の企業の実効税率は一旦上昇したとしても、後の年度の実効税率を引き下げる。ただし、こうした傾向は近年の企業利益の安定とともに変化しつつある。

一方、本稿は以下の課題を残している。第1に、本稿では海外との税率差を推計することを目的としていたために、連結財務諸表に記載されている税効果会計に係る注記を解析したが、単体財務諸表の分析を行うことも求められる。単体財務諸表に記載されている注記では、海外要因が除かれているために、他の項目が税負担を軽減している可能性がある。特に、連結財務諸表では消去されていた受取配当金益金不算入によって、単体財務諸表による法人実効税率が大きな影響を受けることは確実である。第2に、法人税制において金融取引の重要性が拡大していることを指摘したからには、金融商品に関する会計基準に基づいて作成される財務諸表を用いて、いかなる要因によって評価差額金、評価損、減損損失等を生じているかを明らかにする必要がある。ここでも、本論文で行ったのと同様に電子開示された財務諸表を活用することができる。第3に、税効果会計に係る注記を解析する手法を改良することである。本稿ではHTMLの文法に従ってデータを取得しているために、HTMLの作成時に生じた不適切な記述があれば、得られる数値に誤りを生じる。こうした誤りが得られたデータに占める割合は小さいものの、データの精度を高める余地はある。そのためには、作成された財務諸表がHTMLの文法から乖離していても、それを裁量的に修正することが求められる。これらについては次稿の課題としたい。



## 【脚 注】

- 1 税効果会計基準第1。
- 2 企業会計審議会『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』4の1。
- 3 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）。
- 4 法人税法66条。これは、中小法人以外の普通法人の税率である。
- 5 財務省型の法定実効税率 =  $\frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$  と定義される。また、事業税率は事業税率 = 基本税率 + 超過税率 である。
- 6 OECD (2018) “Table III.1. Statutory corporate income tax rate.”
- 7 勿論、こうした税額に基づいた事後的な指標とは対照的に、資本コストの計算に基づく事前的な指標がある。これは、King and Fullerton (1984) による限界実効税率と、Devereux and Griffith (1999) の平均実効税率に大別される。さらに、財務データを用いて企業レベルでの事前的な実効税率も推計されている。これについては、Egger, Loretz, Pfaffermayr and Winner (2009)、鈴木 (2014) が先駆的である。
- 8 Markle and Shackelford (2012) Table. 4.
- 9 Markle and Shackelford (2012) Table. 7.
- 10 Jaafar and Thornton (2015) p. 477が用いているデータセットでは、公開会社13,303社のうちタックスヘイブンを利用している会社は885社であり、非公開会社135,578社のうち804社である。
- 11 Markle and Shackelford (2012) Table 7.では、タックスヘイブんに子会社を置く欧州の親会社は実効税率を-3.5%引き下げる、米国の親会社は-2.2%引き下げると推定されている。
- 12 林 (1991) p. 141, 142.
- 13 林 (1991) p. 165は、引当金・準備金による利益が繰延べの利子分に留まること、特別償却は中小法人のほうが大きいこと、受取配当金益金不算入が法人擬制説に基づく制度であることを論拠としている。
- 14 戸谷 (1994) pp. 57-60.
- 15 富岡 (2003) pp. 1484-1498.
- 16 三好 (2006) pp. 86-87.
- 17 三好 (2006) pp. 91-93.
- 18 田近 (2010) pp. 24-26.
- 19 田中 (2017) pp. 93-95.
- 20 林田 (2002) pp. 251-255.
- 21 川口 (2004) pp. 8-9.
- 22 野村 (2017) p. 66. 指標1の結果を要約した。
- 23 大沼 (2015) 第4章。
- 24 財務省『平成28年度租税及び印紙収入決算額調』。
- 25 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』。

- 26 日本公認会計士協会『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針』指針8。
- 27 指針10。
- 28 指針12および13。
- 29 指針14。
- 30 金子（2018） p. 332.
- 31 税効果会計に係る会計基準第1。
- 32 税効果会計に係る会計基準第4の1・2、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の12第1項、第2項。
- 33 税率変更があった場合には、『税効果会計に係る会計基準』第4の第3項・第4項に定められている注記も加えられることがある。だが、本項ではこれらの集計は行わない。
- 34 金融庁『開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）』。
- 35 金融庁『提出書類ファイル仕様書』 p. 2.
- 36 ここでの典型的な書式とは、HTMLに従って表を作成し、表の小区画（セル）に会計基準でよくみられる項目名を示したものである。なお、項目名の頻度は付表1・2に示される。
- 37 なお、HTMLの文法ではtr要素は行を表し、td要素は列を表す。W3C（2018）4.9.8および4.9.9を参照されたい。
- 38 グループ化するための記述にはcolgroup要素が設けられている。ただし、用いられることは少ない。W3C（2018）4.9.3.
- 39 XBRLの技術背景については、坂上（2012）を参照されたい。
- 40 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5第4項。
- 41 これについて、2018年度の税効果会計に係る会計基準の一部改正では、税引前純損失が生じている場合における税率差異の注記を注記事項に追加することは回避された。（企業会計基準委員会『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』第57項。）
- 42 このうち、最も多い形式は小数第一位まで示すものである。これらは、第5節の図2で分析される。
- 43 Web Hypertext Application Technology Working Group（2018）1.1による。
- 44 HTMLではrowspan属性を用いて行の結合を示し、colspan属性を用いて列の結合を示す。W3C（2018）4.9.9.
- 45 これには、連結会計年度を記載している行・列が、勘定科目や金額を記載している行・列から切り離されているものがある。
- 46 鈴木一水「評価・換算差額等」神戸大会計学研究室編（2007） pp. 1015-1016.
- 47 企業会計基準審査会『退職給付に関する会計基準』。
- 48 成道秀雄「自己否認」成道秀雄編（2017） pp. 187-188.
- 49 企業会計審議会『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』。
- 50 法人税法等の一部を改正する法律（平成14年法律第79号）。
- 51 東京証券取引所『上場会社数の推移』。

- 52 法人税法施行令96条。
- 53 企業会計審議会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』。
- 54 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）。
- 55 資産除去債務に関する会計基準第17項。
- 56 資産除去債務に関する会計基準第4項。
- 57 実務上の法定実効税率の計算式は、企業会計基準委員会『税効果会計に係る会計基準の適用指針』設例10を参照されたい。ここでの法定実効税率は、将来減算一時差異に係る繰延税金資産、および将来加算一時差異に係る繰延税金負債の計算に用いられるものであるから、負の税引前純利益に負の法定実効税率を乗じることにより算定に用いられる。
- 58 企業会計基準委員会『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』57項。
- 59 各種の税率は東京都税務局「都税の税率等の推移一覧表」『東京都税務統計年報』、総務省自治税務局『地方税に関する参考計数資料』を参照した。
- 60 日本公認会計士協会『個別財務諸表における税効果会計に関する適用指針』設例7。
- 61 企業結合に関する会計基準第32項。
- 62 「地方税の税目別収入額及びその割合の推移」『平成30年度地方税に関する参考計数資料』。
- 63 「情報基盤強化税制による税額控除」に限ると2社に限られる。（3836-09年度、9613-05年度から09年度まで。）
- 64 上記に示した税制以外にも、たとえば地方拠点強化税額控除（7716-16年度）、収用等の特別税額控除額（5283-15年度）、リース資産税額控除（7760-03・04年度）を独立して記載する例がある。それらの適用額は、財務省『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照されたい。

## 【引用文献】

- Devereux, M. P., and Griffith, R. 1998. *The Taxation of Discrete Investment Choices*. IFS working papers, No. W98/16.
- Egger, P., Loretz, S., Pfaffermayr, M., and Winner, H. 2009. "Firm-specific Forward-looking Effective Tax Rates." *International Tax and Public Finance*, Vol. 16, No. 6, pp. 850-870.
- Jaafar, A., and J. Thornton. "Tax Havens and Effective Tax Rates: An Analysis of Private versus Public European Firms." *The International Journal of Accounting*, Vol. 50, No 4, pp. 435-457.
- King, M. A., and D. Fullerton. 1984. *The Taxation of Income from Capital: A Comparative Study of the United States, the United Kingdom, Sweden, and Germany*. NBER Books.
- Markle, K. S., and D. A. Shackelford. 2012. "Cross-Country Comparisons of Corporate

- Income Taxes.” *National Tax Journal*, Vol. 65, No. 3, pp. 493-527.
- OECD. 2018. *Country representatives on the OECD Working Party 2: Tax Policy and Tax Statistics of the Committee on Fiscal Affairs*.
- W 3 C. 2018. HTML 5.2.
- Web Hypertext Application Technology Working Group. 2018. *DOM*.
- 大沼宏 (2015) 『租税負担削減行動の経済的要因—租税負担削減行動インセンティブの実証分析—』 同文館出版.
- 金子宏 (2017) 『租税法 (第二十二版)』.
- 川口真一 (2005) 『企業の税負担格差—租税特別措置が税負担に与える影響について—』 COEディスカッション・ペーパー, DP2004-31.
- 神戸大学会計学研究室編 (2007) 『会計学辞典 (第六版)』 同文館出版.
- 坂上学 (2012) 「財務報告とXBRL」 広瀬義州・藤井秀樹責任編集 『財務報告のフロンティア』 中央経済社, 第11章.
- 鈴木将覚 (2014) 『グローバル経済下の法人税改革』 京都大学学術出版会.
- 田近栄治 (2010) 「日本の法人税改革—課税の実態と改革の道筋—」 『税経通信』 65巻 9号, pp. 17-34.
- 田中里美 (2017) 『会計制度と法人税制—課税の公平から見た会計の役割についての研究—』 唯学書房.
- 戸谷裕之 (1994) 『日本型企业課税の分析と改革』 中央経済社.
- 野村容康 (2017) 「わが国における法人実効税率の決定要因—東証一部上場企業パネルデータを用いた分析—」 『証券経済研究』 97号, pp. 57-71.
- 富岡幸雄 (2003) 『税務会計学原理』 中央大学出版部.
- 成道秀雄編著 (2017) 『税務会計学辞典 (新版)』 中央経済社.
- 林正寿 (1991) 『法人所得課税論』 同文館出版.
- 林田吉恵 (2002) 「わが国の法人企業の税負担率について—日経財務データによる分析—」 『関西学院経済学研究』 33号, pp. 243-262.
- 三好ゆう (2006) 「わが国の法人税改革と税負担の動向」 『立命館経済学』 55巻 4号, pp. 422-446.

## 【資料】

- 金融庁 『提出書類ファイル仕様書』.
- 金融庁 『開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について (電子開示手続等ガイドライン)』.
- 国税庁 『税務統計から見た法人企業の実態』.
- 財務省 『租税及び印紙収入決算額調』.

総務省自治税務局『地方税に関する参考計数資料』.

東京証券取引所『上場会社数の推移』.

東京都主税局『東京都税務統計年報』.

日本経済団体連合会『会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型  
(改訂版)』.

日本公認会計士協会『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針』.

日本公認会計士協会『連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針』.

企業会計基準委員会『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』.

企業会計基準委員会『税効果会計に係る会計基準の適用指針』

企業会計基準委員会『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』

企業会計審議会『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』.

企業会計審議会『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』.

企業会計審議会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』.

付表 1 税効果会計に係る注記に出現する項目名と頻度

会計基準第 4 の 1	頻度	会計基準第 4 の 2	頻度
その他	132,916	その他	55,382
評価性引当額	73,119	税効果会計適用後の法人税等の負担率	53,527
繰延税金資産合計	71,371	法定実効税率	53,464
その他有価証券評価差額金	60,476	交際費等永久に損金に算入されない項目	41,269
繰延税金負債合計	60,408	受取返当金等永久に益金に算入されない項目	24,222
繰延税金資産小計	57,646	住民税均等割	21,295
繰延税金資産の純額	57,285	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	16,064
繰越欠損金	39,952	住民税均等割等	16,013
賞与引当金	38,869	評価性引当額	15,076
未払事業税	33,730	評価性引当額の増減	13,032
退職給付引当金	33,686	のれん償却額	5,969
貸倒引当金	31,407	住民税均等割額	5,571
減損損失	24,025	税額控除	4,179
役員退職慰労引当金	22,942	持分法による投資利益	2,850
流動資産-繰延税金資産	20,215	過年度法人税等	2,298
投資有価証券評価損	20,190	持分法投資損益	2,134
計	19,406	留保金課税	2,087
固定資産-繰延税金資産	19,229	持分法による投資損益	2,049
固定資産圧縮積立金	17,633	評価性引当額の増減額	1,962
退職給付に係る負債	16,830	評価性引当額の増加	1,760
小計	15,441	のれん償却	1,697
固定負債-繰延税金負債	14,338	税率変更による影響	1,678
繰延税金負債の純額	13,966	評価性引当金	1,526
資産除去債務	11,271	持分法投資利益	1,496
税務上の繰越欠損金	9,831	試験研究費税額控除	1,473
減価償却費	9,609	永久に損金に算入されない項目	1,470
たな卸資産評価損	8,969	外国税額控除	1,326

合計	7,921	交際費等永久に損金算入されない項目	1,299
減価償却超過額	7,919	負ののれん発生益	1,127
特別償却準備金	7,332	評価性引当額の減少	1,115
未払費用	6,846	国内の法定実効税率	1,094
繰延税金負債との相殺	6,843	永久に益金に算入されない項目	1,093
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,724	海外子会社税率差異	1,051
繰延税金資産との相殺	6,499	評価性引当金の増減	1,039
流動負債-繰延税金負債	6,026	持分法による投資損失	1,000
未払賞与	5,619	連結子会社との税率差異	997
ゴルフ会員権評価損	5,158	税務上の繰越欠損金の利用	970
長期未払金	4,874	連結子会社の税率差異	923
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,805	試験研究費等の税額控除	876
未実現利益	4,723	連結調整勘定償却額	874
前払年金費用	4,280	海外連結子会社の税率差異	872
繰延税金資産計	4,200	負ののれん償却額	845
繰延ヘッジ損益	4,187	繰越欠損金	828
流動資産-繰延税金資産	4,115	税率変更による影響額	826
評価性引当金	4,010	在外子会社の税率差異	821
会員権評価損	3,969	海外子会社の税率差異	797
未払事業所税	3,965	役員賞与引当金	781
投資有価証券	3,963	受取配当等永久に益金に算入されない項目	769
固定資産-繰延税金資産	3,913	評価性引当額増減	755
賞与引当金損金算入限度超過額	3,890	税効果会計適用後の法人税等負担率	746
上位 50 項目の計	1,056,541	上位 50 項目の計	372,367
<b>全項目の計</b>	<b>1,428,013</b>	<b>全項目の計</b>	<b>489,317</b>

注) 項目名の前後に付された括弧は取り除いた。

## 付録 DOM (Document Object Model) に基づいたHTMLの解析

ここでは、HTMLを解析するためにPHP言語を用いている。ここでPHP言語を用いる理由は、DOM拡張モジュールを用いることによりHTMLを解析することが容易だからである。

まず、EDINETにおいて電子開示されるHTML形式のファイルは、必ずしも文字エンコードを統一しているとは限らない。そのため、html-entitiesに変換してから処理を行う。その上で、HTMLをDOMドキュメントとして取り扱うために、新しいDOMドキュメントインスタンスを

```
$dom = new DOMDocument();  
$get = file_get_contents($file); // $fileはHTMLファイルのパス  
$dom->loadHTML(mb_convert_encoding(str_replace('start', 'id', $get), 'html-  
entities', 'SJIS-WIN, UTF-8, EUC-JP'));
```

と定義する。また、ここではHTMLの一部を指定して抽出するためのXPathを

```
$xpath = new DOMXPath($dom);
```

と定義する。この定義によって、HTMLの各要素を指定して取得することができる。ここで、取得するHTMLに含まれるノードを

```
foreach($xpath->query($num) as $var) {  
    $nodePath = $var->getNodePath();  
    $nodeValue = $var->nodeValue;  
}
```

により得る。この関数の結果は、変数\$nodePathにHTMLの構造を示すDOM treeを代入し、変数\$nodeValueに要素の内部にある項目名や金額を代入する。このとき、代入された変数の一例を示すと、次のとおりである。



```
// $nodePath の内容
    /html/body/div[1]/table/tbody/tr[2]/td[1]/table[1]/tbody/tr[8]/td[1]/p
// $nodeValue の内容
    繰延税金資産合計
```

ここでは、注記は入れ子の構造（表2参照）により作成されている。内側の表は外側の表の第2行第1列に位置し、この小区画（セル）は内側の表の第8行第1列に位置している。そして、この小区画に記載されている内容は、項目名「繰延税金資産合計」である。